

## 越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）仕様書

### 1 概要

越谷市（以下「甲」という。）は、越谷市斎場における火葬後の残骨灰に含まれる骨片及び資源物等について、市民感情や環境に配慮し、資源循環型社会の形成に資するよう、その性質ごとに、関係法令等に基づき適正に処理することを目的として、残骨灰を売渡す。

買受者（以下「乙」という。）は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、甲に処理結果を報告するとともに、買受けた火葬件数に応じた金額を甲に支払うものとする。

### 2 売渡物件及び期間

#### （1）売渡物件

越谷市斎場（火葬炉及び動物火葬炉）から発生する全ての残骨灰とする。残骨灰中には、骨片、焼却灰、飛灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物を含む。

#### （2）契約期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日まで

#### （3）売渡物件の発生する期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

### 3 契約方法

火葬1件あたりの単価契約（単位：円／件）とする。売渡金の算出の根拠とする火葬件数は、越谷市斎場設置及び管理条例（平成17年条例第16号）に規定する「12歳以上であった者の遺体」の火葬件数とする。

### 4 契約締結後、14日以内に提出する書類

- （1）乙は、この契約を監督指揮する業務責任者を1名定めるとともに、業務責任者・業務従事者・残骨灰運搬車両について記載した書面を提出するものとする。
- （2）乙は、この契約における売渡物件の分別等を行う乙の処理施設の概要が分かる書面を提出するものとする。
- （3）乙は、この契約における売渡物件の処理・再資源化・埋蔵等の概要が分かる書面を提出するものとする。
- （4）乙は、この契約における残骨の永代供養地の概要が分かる書面（契約書、協定書、永代供養の証等の写し）を提出するものとする。
- （5）上記（1）から（3）の書面は任意様式とする。

### 5 売渡金の概算払いと清算

- （1）契約締結後、乙は、売渡物件の受渡開始前までに、甲の請求に基づき、次のとおり売

渡金を概算で支払うものとする。

売渡金（概算）（1 円未満切り捨て）＝火葬概算件数（5,370 件）×契約単価×1.1

- （２）売渡物件の発生する期間中の火葬件数確定後、甲乙は令和 8 年(2026 年) 4 月 3 0 日までに売渡金（概算）を清算するものとする。清算にあたっては、次のとおり売渡金の確定金額を算出し、火葬概算件数を超過した場合は、乙は甲に確定金額と売渡金（概算）との差額を追加納付するものとし、火葬概算件数未滿となった場合は、甲は乙に確定金額と売渡金（概算）の差額を還付するものとする。

確定金額（1 円未満切り捨て）＝火葬確定件数×契約単価×1.1

【参考】過去 5 年間の火葬件数等の実績

| 年度      | 総火葬件数（実績） | うち 12 歳以上 | 残骨灰     | 動物火葬件数  | 動物残骨灰 | 飛灰      |
|---------|-----------|-----------|---------|---------|-------|---------|
| 令和 5 年度 | 5,286 件   | 5,181 件   | 9,423kg | 1,017 件 | 13kg  | 1,350kg |
| 令和 4 年度 | 5,321 件   | 5,197 件   | 9,898kg | 996 件   | 9kg   | 1,357kg |
| 令和 3 年度 | 4,712 件   | 4,576 件   | 8,741kg | 986 件   | 6kg   | 1,100kg |
| 令和 2 年度 | 4,281 件   | 4,119 件   | 7,848kg | 1,009 件 | 16kg  | 1,041kg |
| 令和元年度   | 4,145 件   | 3,959 件   | 7,315kg | 991 件   | 21kg  | 1,069kg |

6 売渡物件の保管場所及び受渡場所

- （１）所在地 越谷市大字増林 3 9 8 9 番地 1  
（２）名 称 越谷市斎場 別添斎場案内図参照

7 火葬炉の設備等

- （１）火葬炉の形式 台車式大型炉 火葬炉 1 4 基、動物火葬炉 1 基  
（２）火葬炉メーカー 株式会社宮本工業所  
（３）台車保護剤の使用 あり  
（４）集塵設備 あり 火葬炉 7 基、動物火葬炉 1 基

8 売渡物件の受渡等

（１）受渡日時

ア 原則として、1 か月に 1 回以上受渡を行うものとする。ただし、必要があるときは、甲乙の協議により受渡回数を変更することができる。

イ 受渡日時は、原則友引の日以外の午前 8 時 3 0 分から午後 4 時までとし、斎場維持管理委託業者と事前に打合せをして決定すること。

（２）受渡方法

ア 乙は、甲が必要と認める数量の残骨灰を保管するためのドラム缶（2 0 0 L）を甲に事前に貸与するものとする。

イ 甲は、発生した残骨灰を貸与されたドラム缶に保管する。

ウ 乙は、「2 売渡物件及び期間」に定める売渡物件のうち、甲が受渡を求める全ての物件を引受けるものとする。

エ 甲乙は、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換することで受渡を行うものとする。なお、初回の受渡においては、既に使用されている越谷市斎場備え付けのドラム缶等で搬出することができるものとし、次回受渡の際にドラム缶を返却するものとする。最後の受渡はドラム缶の交換は不要とする。

オ 越谷市斎場に保管されている残骨灰のうち、令和7年4月1日から受渡開始までに発生した残骨灰については、別途、受渡日時等を斎場維持管理委託業者と事前に打合せをすること。

カ 残骨灰の運搬車両は、集荷予定位置の駐車場に進入可能な車両（4トントラック標準タイプ以下）とする。

キ 乙は、搬出・運搬時において残骨灰の飛散防止等の必要な対策を行うものとする。

ク 受渡の際、乙は受領した残骨灰のドラム缶の数量等を記載した書面を甲に提出するものとする。書面は任意様式とする。

ケ 乙、関係者、第三者等は、売渡物件の品質等について、甲に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

## 9 売渡物件の分別及び処理等

乙は、残骨灰に含まれる微粉末、ダイオキシン類その他有害化学物質について無害化を図る等、生活環境保全上支障がないように、土壌汚染、大気汚染及び不法投棄の禁止等、厚生労働省健康局生活衛生課長通知（平成22年7月29日付健衛発0729第1号「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について」。以下「厚労省通知」という。）その他関係法令を遵守し、適切に処理するものとする。

### （1）売渡物件の分別

乙は、売渡物件について、「残骨」、「資源物」、「廃棄物」に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき適切に処理するものとする。

### （2）残骨の処理

乙は、人体の「残骨」については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）の趣旨に従い、乙が所有又は提携する墓地又は納骨堂（墓地埋葬法第10条の許可を受けているものに限る。）に埋蔵又は収蔵するとともに供養を行うものとする。墓地又は納骨堂は、乙の責任のもとに永代供養地として確保し、その所在地は参拝する市民への配慮から原則関東地方（離島を除く。）とする。動物の「残骨」についても乙の責任のもとに確保した墓地等へ適切に葬るとともに供養を行うものとし、その所在地は原則関東地方（離島を除く。）とする。また、永代供養地の情報については、越谷市がホームページ等に掲載する場合がある。

### （3）資源物の処理

乙は、「資源物」については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨に則り、適切に処理するものとする。

#### （4）廃棄物の処理

乙は、「廃棄物」については、厚労省通知、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に処理するものとする。

### 10 費用負担

本契約の履行に際して必要な費用は、すべて乙が負担する。

### 11 売渡物件の処理報告

乙は、売渡物件を適切に処理した後、その処理状況等について、速やかに売渡物件の処理報告書（様式1）に必要事項を記載し、甲へ報告するものとする。なお、残骨の埋蔵、資源物、廃棄物等の処理については、写真やマニフェストの写し等を添えて、適切に処理したことが分かるようにするものとする。

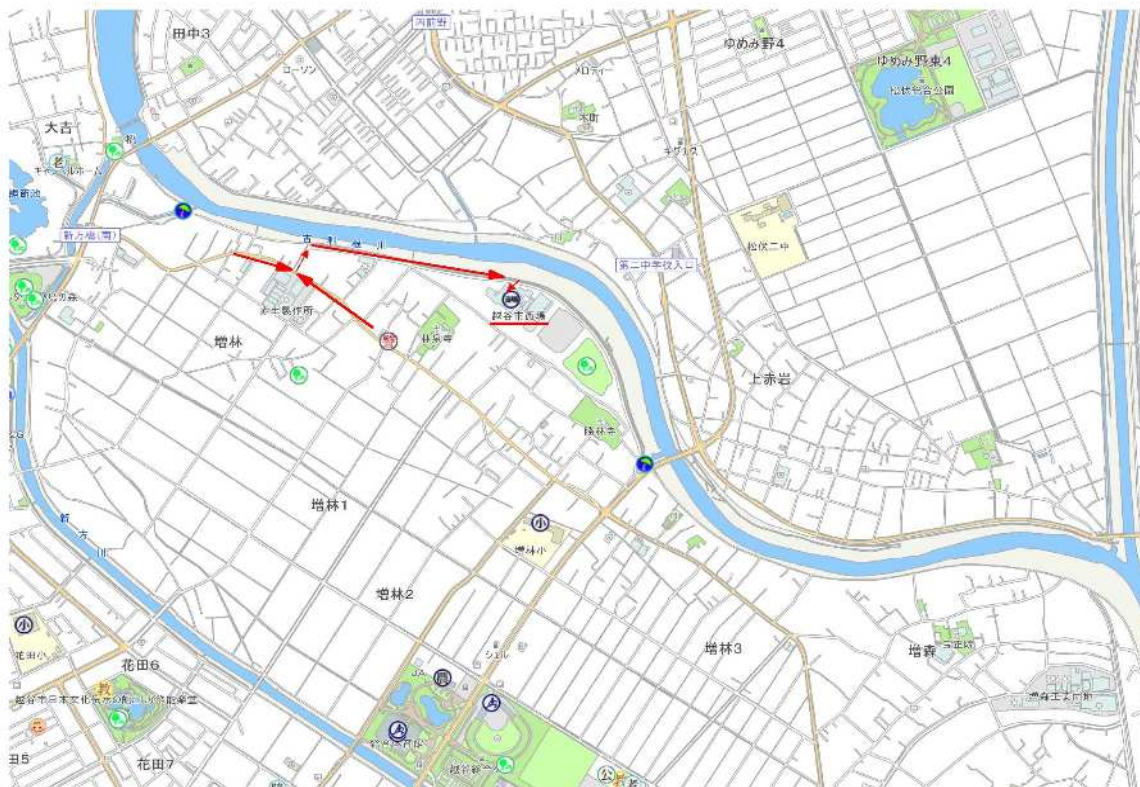
### 12 立入調査等

- （1）本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、甲は、乙が実施する当該売渡物件処理に関連する施設（乙以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。）への報告徴収、立入調査、書類審査等（以下、「立入調査等」という。）を実施することができるものとする。
- （2）乙は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、乙以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

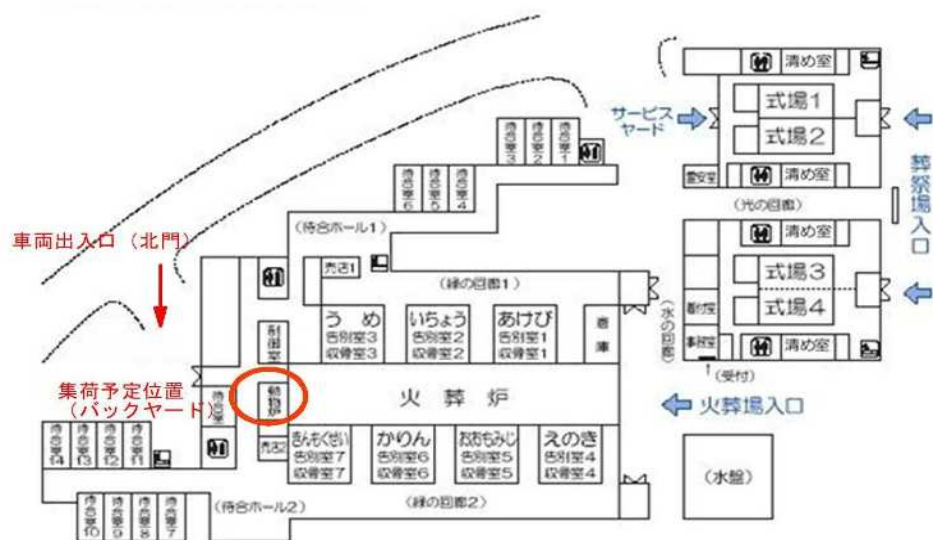
### 13 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

【別紙】斎場案内図  
(周辺地図)



(車両進入経路図)





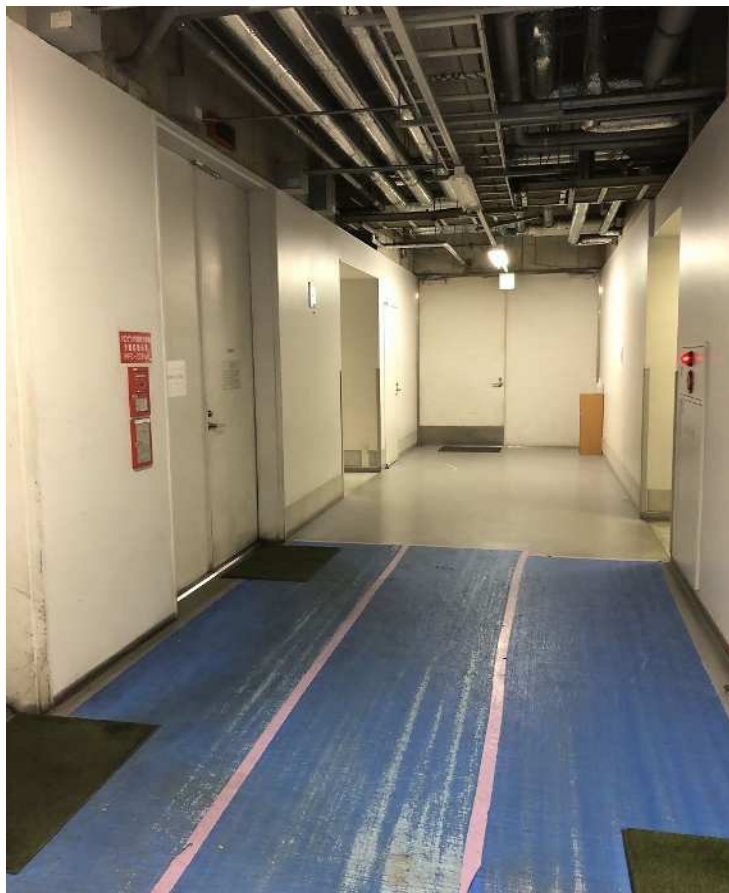
車両出入口(北門) 駐車場外観



(バックヤード出入口)



通路(出入口方向)



(保管場所出入口)



(保管場所)





売渡物件の処理報告書

埼玉県越谷市長 宛

所在地:  
会社名:  
代表者:

対象期間:令和 年 月 日分 から 令和 年 月 日分( 回目)  
回収重量:火葬炉 kg  
回収重量:動物炉 kg

| 分別        | 分別後の数量 | 処理内容 |
|-----------|--------|------|
| 残骨(火葬炉)   | kg     |      |
| 残骨(動物火葬炉) | kg     |      |
| 金         | kg     |      |
| 銀         | kg     |      |
| パラジウム     | kg     |      |
| 廃棄物       | kg     |      |
|           |        |      |
|           |        |      |
| 合計        | kg     |      |

※その他記入欄が不足する場合は適宜追加すること